ハ　ＥＴＣ特別割引

⑴　割引をする自動車

２の⑶のロの⑴に定める区間において、ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。

⑵　割引率

割引率は、平成35年３月31日まで5.5パーセントとし、平成35年４月１日から5.0パーセントとする。ただし、割引後の額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て１円単位とする。

ニ　割引相互間の適用関係

特別措置期間における割引相互間の適用関係に係る２の⑶のツの適用については、

「⑴　障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引、ＥＴＣ前納割引、エコカー割引又は上限割引に限るものとし、障害者割引を適用した後の金額に対してマイレージ割引又はＥＴＣ前納割引を適用し、エコカー割引又は上限割引については本割引を適用した後の金額に対して障害者割引を適用する。

⑵　エコカー割引、上限割引、平日夜間割引、平日深夜割引、休日深夜割引、休日終日割引、平日昼間割引、平日通勤割引、西瀬戸自動車道連続利用割引、路線バス割引、休日バス割引、乗継割引、大口・多頻度割引、ＥＴＣ前納割引又はマイレージ割引の適用の順は次のとおりとし、適用の同一順内の割引は重複適用しない。

適用の順	割引の種類
1	エコカー割引
2	平日夜間割引、平日深夜割引、休日深夜割引、休日終日割引、平日昼間割引、平日通勤割引、西瀬戸自動車道連続利用割引又は上限割引
3	路線バス割引、休日バス割引又は乗継割引
4	大口・多頻度割引、ＥＴＣ前納割引又はマイレージ割引

⑶　一の通行が、平日夜間割引、平日深夜割引、休日深夜割引、休日終日割引、平日昼間割引、平日通勤割引又は上限割引のうち２以上の割引適用条件に該当する自動車の場合、各々の割引適用後の通行料金が最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

⑷　平日夜間割引、平日深夜割引、休日深夜割引、平日昼間割引又は平日通勤割引の適用後の額に、路線バス割引又は休日バス割引が適用される場合に、割引適用後の額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り上げ１円単位とする。

⑸　特定車割引と上限割引は重複適用しない。」

とあるのは、

「⑴　障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引、ＥＴＣ前納割引、ＥＴＣ特別割引、エコカー割引又は上限割引に限るものとし、障害者割引を適用した後の金額に対してマイレージ割引、ＥＴＣ前納割引又はＥＴＣ特別割引を適用し、エコカー割引又は上限割引については本割引を適用した後の金額に対して障害者割引を適用する。

⑵　エコカー割引、上限割引、平日夜間割引、平日深夜割引、休日深夜割引、休日終日割引、平日昼間割引、平日通勤割引、西瀬戸自動車道連続利用割引、路線バス割引、休日バス割引、乗継割引、大口・多頻度割引、ＥＴＣ前納割引又はマイレージ割引の適用の順は次のとおりとし、適用の同一順内の割引は重複適用しない。

適用の順	割引の種類
1	エコカー割引
2	平日夜間割引、平日深夜割引、休日深夜割引、休日終日割引、平日昼間割引、平日通勤割引、西瀬戸自動車道連続利用割引又は上限割引
3	路線バス割引、休日バス割引又は乗継割引
4	大口・多頻度割引、ＥＴＣ前納割引又はマイレージ割引

⑶　ＥＴＣ特別割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、ＥＴＣ前納割引、マイレージ割引、大口・多頻度割引、路線バス割引、西瀬戸自動車道連続利用割引又は障害者割引に限るものとし、ＥＴＣ特別割引を適用した後の金額（障害者割引を受ける自動車がＥＴＣ特別割引を重複して受ける場合には、障害者割引を適用した後の金額にＥＴＣ特別割引を適用した後の金額をいう。）に対してＥＴＣ前納割引、マイレージ割引、大口・多頻度割引又は路線バス割引を適用し、西瀬戸自動車道連続利用割引については本割引を適用した後の金額に対してＥＴＣ特別割引を適用する。

なお、ＥＴＣ特別割引を適用した後の金額に対して、路線バス割引の割引率を乗じて得た割引額に１円未満の端数が生じる場合は、割引額を１円単位に切り捨てる。

⑷　一の通行が、平日夜間割引、平日深夜割引、休日深夜割引、休日終日割引、平日昼間割引、平日通勤割引又は上限割引のうち２以上の割引適用条件に該当する自動車の場合、各々の割引適用後の通行料金が最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

⑸　平日夜間割引、平日深夜割引、休日深夜割引、平日昼間割引又は平日通勤割引の適用後の額に、路線バス割引又は休日バス割引が適用される場合に、割引適用後の額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り上げ１円単位とする。

⑹　特定車割引と上限割引は重複適用しない。

⑺　障害者割引を受けることができる自動車が、平日夜間割引、平日深夜割引、休日終日割引又は平日通勤割引を受けようとする場合、各々の割引適用後の通行料金が最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。」

とする。

４　その他

平成24年度以降の料金制度については、検討を進めた上で見直しを行うものとする。

４の次に次のとおり加える。

５　料金の徴収期間

平成18年４月１日から平成62年３月15日までとする。

第明治三十種郵便物認可
平成23年3月31日　木曜日　官　報　（号外第68号）　128

発行所　独立行政法人国立印刷局　〒一〇五－八五四四　東京都港区虎ノ門二丁目二番一号　電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　四四円（本体四二円）　送料別（配）